

●日本学術会議協力学術研究団体規程

〔平成17年10月4日〕
日本学術会議第1回幹事会決定

(要件)

第1 日本学術会議会則（以下「会則」という。）第36条第1項に規定する日本学術会議協力学術研究団体（以下「協力学術研究団体」という。）は、次の基準を具備する「学術研究団体」又は「学術研究団体の連合体」であることを原則とする。

- ① 学術研究の向上発達を図ることを主たる目的とし、かつその目的とする分野における学術研究団体として活動しているものであること。
- ② 研究者の自主的な集まりで、研究者自身の運営によるものであること。
- ③ 「学術研究団体」の場合は、その構成員（個人会員）の数が100人以上であること。
- ④ 「学術研究団体の連合体」の場合は、3つ以上の協力学術研究団体を含むものであること。

(称号の付与)

第2 協力学術研究団体の称号の付与は、次の手続により行うものとする。

- ① 称号の付与を受けようとする団体は、申込書（別表1に定める様式）及び協力学術研究団体指定要件確認書（別表3に定める様式）に、学術研究団体の連合体は、申込書（別表2に定める様式）に、それぞれ所要の事項を記入の上、会長あて申し込むものとする。
- ② 協力学術研究団体の称号の付与の申込みがあったときは、会長は、科学者委員会にその処理を付託するものとする。
- ③ 科学者委員会は、必要に応じ関係各部に諮った上、会長に意見を述べ、会長はこれに基づいて幹事会に諮り決定する。
- ④ 会長は、幹事会の決定を速やかに当該団体に通知するとともに、協力学術研究団体として当該団体名を日本学術会議のホームページに掲載する。

(活動)

第3 日本学術会議は会則第36条第2項の規定に基づき、協力学術研究団体と緊密な協力関係を持つため、次のことを行うものとする。

- ① 広報刊行物、ニュース・メール等の配布・配信
- ② 適当と認められる会議の共同開催又は後援

2 日本学術会議は、会則第36条第3項の規定に基づき、協力学術研究団体に対し、委員会、分科会、小分科会及び小委員会の審議に協力するよう求めることができる。この場合においては、求めに応じ協力する協力学術研究団体の構成員を協力委員と称するものとする。

(変更の届出)

第4 協力学術研究団体の称号が付与された学術研究団体は、代表者、事務局所在地、連絡先等の変更があった場合は速やかに文書で届け出るものとする。

(協力学術研究団体の要件に関する報告)

第5 会長は、必要があると認める場合には、協力学術研究団体に対し、第1項に規定する要件に関する報告を求めることができる。

(称号の取消し)

第6 第4項の届出がない等の理由により連絡先等が不明となった場合又は協力学術研究団体が第1項に規定する要件を満たさなくなったと会長が認める場合は、会長は、幹事会の議を経て当該学術研究団体に付与した称号を取消することができるものとする。この場合において、会長は、科学者委員会に意見を求めるものとする。

2 会長は、称号の取消しを行った場合は、当該学術研究団体に付与した称号を取消したことを、日本学術会議のホームページに掲載するものとする。

(雑則)

第7 この規程に定めるもののほか、協力学術研究団体の称号の付与並びに協力学術研究団体との連携及び協力に当たって必要な事項は、科学者委員会がこれを定める。

附 則

(施行期日)

1 この決定は、決定の日から施行する。

(経過措置)

2 平成17年9月30日において、日本学術会議の広報協力学術団体である団体については、第2の規定にかかわらず、協力学術研究団体の称号の付与を希望した場合には、その称号を付与する。ただし、この措置については、平成24年6月30日をもって終了するものとする。

附 則 (平成18年2月23日日本学術会議第9回幹事会決定)

この決定は、決定の日から施行する。

附 則 (平成18年10月26日日本学術会議第28回幹事会決定)

この決定は、決定の日から施行する。

附 則 (平成21年7月23日日本学術会議第80回幹事会決定)

この決定は、決定の日から施行する。

附 則 (平成22年11月25日日本学術会議第112回幹事会決定)

この決定は、決定の日から施行する。

附 則 (平成23年7月28日日本学術会議第130回幹事会決定)

この決定は、決定の日から施行する。

附 則 (平成24年3月16日日本学術会議第148回幹事会決定)

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成25年11月22日日本学術会議第183回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成26年4月25日日本学術会議第192回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成26年5月30日日本学術会議第193回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成27年2月27日日本学術会議第209回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成30年7月26日日本学術会議第266回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成31年4月24日日本学術会議第277回幹事会決定）
この決定は、元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行の日から施行する。

附 則（令和2年7月30日日本学術会議第295回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（令和3年3月25日日本学術会議第309回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

別表 1 (第 2 項関係)

(学術研究団体用)

日本学術会議協力学術研究団体申込書		
令和 年 月 日		
日本学術会議会長 殿		
申込団体名 代表者氏名		
日本学術会議の活動に協力する学術研究団体としての称号の付与を受けたいので、関係書類を添えて下記により申し込みます。		
記		
1	名称 和文 (ふりがな) 英文	
2	代表者 (氏名、所属・肩書き)	
3	設立年月日	
4	個人会員である構成員の数(学部学生を除く。)、男女の別及び女性比率	
5	役員の数、男女の別及び女性比率	
6	活動状況 (1) 機関誌(誌名、創刊年月、発行回数/年、発行部数) (2) 会合(年次総会、全国学術大会、公開講演会など主な会合名及び開催数/年) (3) その他	
7	連合体への加盟状況 (1) 国内(連合体名称、加盟年月日) (2) 国外(連合体名称、加盟年月日)	
8	事務所(事務局) 所在地 〒 事務担当者名、電話、FAX、E-mail、ホームページ	
※ 貴団体に関係する学問分野は、1～3のいずれに該当するか、○印をご記入ください。 (複数可) また、関係すると思われる分野別委員会(日本学術会議ホームページ参照)を () 内にご記入ください。		
1)	人文・社会科学	
2)	生命科学	
3)	理学・工学	
()	()	()

- 添付物 1 会則・約款、設立趣意書、機関誌 3部
2 役員名簿、会員名簿 男女別、所属する大学等機関及び職名を含む。
3 協力学術研究団体指定要件確認書
4 その他活動状況の分かる資料

提出先 〒106-8555 東京都港区六本木7-22-34
日本学術会議事務局企画課
日本学術会議協力学術研究団体担当
電話 (03) 3403-6295

その他 本申込書に記入いただいた内容は、学会の状況に関する統計分析を行うための基礎資料として使用し、分析結果を公表する場合がありますので、ご承知おきください。

別表2 (第2項関係)

(学術研究団体の連合体用)

日本学術会議協力学術研究団体申込書		
令和 年 月 日		
日本学術会議会長 殿	申込団体名	
	代表者氏名	
日本学術会議の活動に協力する学術研究団体としての称号の付与を受けたいので、 関係書類を添えて下記により申し込みます。		
記		
1 名称	和文 (ふりがな)	
	英文	
2	代表者 (氏名、所属・肩書き)	
3	設立年月日	
4	役員の数、男女の別及び女性比率	
5	連合体を構成する学術研究団体	
6	活動状況	
	(1) 会合 (年次総会、全国学術大会、公開講演会など主な会合名及び開催数/年)	
	(2) その他	
7	事務所 (事務局)	
	所在地 〒	
	事務担当者名、電話、FAX、E-mail、ホームページ	
※ 貴連合体が関係する学問分野は、1～3のいずれに該当するか、○印をご記入ください。 (複数可) また、関係すると思われる分野別委員会 (日本学術会議ホームページ参照) を () 内にご記入ください。		
1)	人文・社会科学	
2)	生命科学	
3)	理学・工学	
()	()	()

添付物 1 会則・約款、設立趣意書

2 役員名簿 (男女別、所属する学術研究団体及び大学等機関名を含む。)

3 その他活動状況の分かる資料

提出先 〒106-8555 東京都港区六本木7-22-34

日本学術会議事務局企画課

日本学術会議協力学術研究団体担当

電話 (03) 3403-6295

その他 本申込書に記入いただいた内容は、学会の状況に関する統計分析を行うための基礎資料として使用し、分析結果を公表する場合がありますので、ご承知おきください。

協力学術研究団体指定要件確認書

令和 年 月 日

団体名 _____

○ 記入方法

- 貴学会について、次表に示す各項目の要件を満たしていることを確認の上、確認欄に「○」を記入してください。
なお、すべての要件を満たさない場合は、協力学術研究団体の称号は付与されません。
- 要件(1)については、備考欄に個人会員である構成員の数(学部学生を除く。)を記入してください。
- 要件(3)については、備考欄aに研究者数(b・cの合計)及び構成員における研究者比率(研究者数/構成員数)を、bに大学教員及び研究機関研究員の人数をそれぞれ記入してください。また、大学教員及び研究機関研究員以外で研究者と考えられる者がいる場合は、cその他に人数を記入するとともに、研究者と考える理由を具体的に記入してください。
- 要件(4)については、備考欄aに役員数、研究者数(b+c)及び役員における研究者比率(研究者数/役員数)を、bに大学教員及び研究機関研究員の人数をそれぞれ記入してください。また、大学教員及び研究機関研究員以外で研究者と考えられる者がいる場合は、cその他に人数を記入するとともに、研究者と考える理由を具体的に記入してください。

要 件	確 認	備 考
(1) 構成員(個人会員)の数が100人以上であること		構成員数 (名)
(2) 学術研究の向上発達を図ることを目的としていること(注1)		
(3) 研究者 [※] の自主的な集まりで、研究者が構成員の半数以上であること(注2)		a 研究者数 (名) 研究者比率 (%)
		b 大学教員(※①) (名) 研究機関研究員(※②～⑤) (名)
		c その他(※⑥) (名)
(4) 役員の半数以上が研究者 [※] であること		a 役員数 (名) 研究者数 (名) 研究者比率 (%)
		b 大学教員(※①) (名) 研究機関研究員(※②～⑤) (名)
		c その他(※⑥) (名)
(5) 上記(4)の研究者が会費を負担していること		

(6) (注3)の基準を具備する学術に関する機関誌を継続して年1回以上発行(電子発行を含む。)していること。ただし、学術研究団体の連合体の場合は、この限りではない。		
--	--	--

(注1) 次のようなものは該当しません。

- ① 一定の思想、主義、主張の普及又は宣伝を主たる目的とするもの
- ② 趣味を目的とする同好者の集まりと認められるもの
- ③ 学術の研究が当該団体又は当該業種の事業目的の従たる目的に過ぎないと認められるもの
- ④ 営利を目的とすると認められた団体及びその附属機関

(注2) 次のようなものは該当しません。

- ① 国、特殊法人、独立行政法人及び地方公共団体並びにこれらの設置した学校及び附属機関
- ② 学校法人の設置した学校及び附属機関
- ③ ①②の名称を冠したもののうち、実質的に、構成員の資格が特定の大学、学術研究機関その他の団体に所属する者(かつてこれらに所属していたものを含む。)となっているもの
- ④ 団体の研究が、研究者で行われているとは認められないもの

(注3)

- ① 人文科学、社会科学又は自然科学に関する学術の研究発表及び議論を主たる目的とするもの。
次のようなものは対象外とする。
ア 予稿集、講演要旨集、会議用資料など(ただし、これらであっても、当該研究分野の特性に応じて、掲載された内容が学術論文に準じると判断される場合を除く。この場合は、そのことの説明文書を添付すること。)
イ 団体又はその構成員の消息、意見等をその団体内に報告、交換することを主たる目的とするもの
ウ 文献紹介、図書目録等単なる資料集
エ 時事を報道論議することを主たる目的とするもの
- ② 発行の終期を予定し得ないもの
単行本の体裁、性質を有するものは対象外とする。
- ③ 学術に関する団体自身が発行するものとしての形態を具備しているもの
発行人が国、特殊法人、独立行政法人、地方公共団体及び学校法人並びにこれらの設置した学校及び附属機関、出版社等であって、学術研究団体自身の発行するものとしての形態を具備していない次のようなものは対象外とする。
ア 刊行物の表紙の発行人が、△△大学××学部となっている。
イ 刊行物の表紙の発行人が〇〇学会となっても、奥付けの部分が△△大学××学部となっているもの
- ④ 広告の掲載量が全紙面の3分の1を超えないもの
- ⑤ ①から④を具備する機関誌を原則とするが、次の機関誌については、個別審査の上で適切と認められる場合には、当該団体の機関誌とみなすことができる。
ア 複数の学協会が発行する合同機関誌。ただし、複数の学協会の役割を明示した書類、発行物等を審査し、当該団体の査読や著作権等に関する体制が学術研究団体として適切と認められる場合に限る。
イ 当該団体が編集し出版社等が発行する機関誌。ただし、当該団体の査読や著作権等に関する体制が学術研究団体として適切と認められる場合に限る。

※ 「研究者」の具体的範囲は以下のとおりとする。

- ① 大学、高等専門学校、大学共同利用機関等において研究に従事する者
- ② 国立試験研究機関、特殊法人、及び独立行政法人等において研究に従事する者
- ③ 地方公共団体の試験研究機関等において研究に従事する者
- ④ 公益財団法人、公益社団法人、一般財団法人、一般社団法人等において研究に従事する者
- ⑤ 民間企業において研究に従事する者
- ⑥ その他、当該研究分野について、学術論文、学術図書、研究成果による特許等の研究業績を有する者